# 線機器の型式検定業務



宮澤 嚢幸(みゃざわ よしゆき) 電磁波計測研究所 電磁環境研究室 主幹

1978年、電波研究所(現NICT)に入所し、企画部でプロジェクト管理に従事。1984年に通信機器部機器課(検定係)に異動し、

#### 型式検定とは

型式検定は、国際海事機構 (IMO) や国際民間航空機関 (ICAO) などの国際条約に基づいて、人命安全や救難システ ムに用いる無線機器が遭難時の厳しい環境下でも国際的に 定められた能力を発揮できるか否かを判別する試験です。 NICTは、2001年4月の独立行政法人化以後も、総務省との 請負契約事業として型式検定試験を実施しています。

## 型式検定の歴史

1935年(昭和10年)の「型式検定制度の制定」に伴い、当 時の逓信省電気試験所(現NICT)で無線機器型式検定が始 められました。今回はこの無線機器の型式検定についてご紹 介します。

英国の豪華客船タイタニック号が氷山と衝突し、1,500名 を超える犠牲者を出した惨劇は1912年(明治45年)のことで した。タイタニック号の遭難を機に1914年(大正3年)に「海 上における人命安全条約 (SOLAS条約) | が成立し、1929年 (昭和4年)の改正を経て、1933年(昭和8年)に発効しました。 この改正により遭難局の方向を探す無線方位測定機と遭難 信号を受信する警急自動受信機の船舶への搭載義務が決定 されました。

逓信省(当時)ではこれを受けて、1935年(昭和10年)「無 線方位測定機及び警急自動受信機型式試験規則」を定め、 試験をして技術基準に合致しているかを確認する無線機器型 式検定が始まりました。

型式検定は当初、人命安全に関するものしかありませんで したが、戦後施行された電波法無線機器型式検定規則では、 義務機種として「電波監理上必要な機器」の追加、及び任意 機種として「無線局開設手続き等の簡略化に資する機器 | が 追加されました。

当初すべての機器を郵政省電波研究所(現NICT)におい て試験をしていましたが、電波の利用が進むとともに、任意

検定機種の申請が増加したため、1978年に指定試験機関とし て設立された「無線設備検査検定協会(現テレコムエンジニア リングセンター)」が、任意検定機種の試験を実施し、電波研 究所では試験結果の認証をするスキームが導入されました。そ の後1999年に任意検定制度は技術基準適合証明制度に統一 され、多様な試験方法として書面申請制度が導入されました。

現在は40種の無線機器が検定対象となっていますが、必 ずしもすべての機種が毎年申請されるわけではありません。 しかし、NICTでは申請があった際にはスムーズに検定試験 が行えるよう、試験装置の維持管理に努めています。

#### 野外や船上での試験

型式検定試験には温度や湿度、衝撃などの実際に機器が 使用される船舶や航空機の環境においても破損や性能の低 下が無いかを調べる「環境試験」と電力や周波数、プロトコ ルなど規定の能力があるかを調べる「性能試験」があります。

NICTには落下試験用プールと鉄塔で構成される20m落下 試験装置があります(図1)。これらは海上で使用する機器に 対する環境試験 (JIS F0812: IEC60945) のうち、海に浮か ぶ機能を持った機器を対象に、船舶から水中に落下しても機 器が破損しないことを確認したり、規定の深さに沈めた場合 に自動的に浮き上がり、正常に動作することを確認するため のものです。落下の衝撃を加えた後、性能試験装置や温湿 度試験装置を用いて様々な試験を行います。

また、毎年最も申請の多い船舶用レーダーは、2008年に 技術基準が大幅改正され、国際電気通信連合無線通信部門 (ITU-R) の規定改正及び推奨試験法の導入を受け、従来の 送信機と測定機を導波管で接続する測定法ではなく、実際 にアンテナから輻射した不要波を測定することとなりました。 さらに、IEC62388では様々な条件の対象物(崖や小島、航 路ブイ等) を実測する物標探知能力試験の強化が加わりまし た。



20m落下鉄塔



図2 福島市農道離着陸場



図3 新潟の試験用鉄塔



船上試験風景

この結果、ITU-Rの推奨試験法によるスプリアス測定で は、測定誤差を少なくするため、測定するアンテナの遠方界 距離 (200~500m) の測定場所が必要となりました。NICT の敷地内ではそれだけの場所を確保することはできず、条件 に見合う場所を全国各地調査しましたが、恒常的な測定場所 を確保することはできませんでした。そこで、小規模航空機 離着陸場の一時使用について検討し、福島市農道離着陸場 (図2)を使用することとしました。しかし一時使用の条件とし て離着陸の優先事項があるため、飛行機の離着陸時には測 定を中断しなければならず、その都度、再測定のための準備 を一からやり直す必要がありました。また、猿などの野生動 物による測定機器の破損などもあり、1台あたり通常3日程度 の測定が2週間以上かかることになりました。さらに東日本 大震災により滑走路の一部にひび割れが生じたことや滑走路 の除染作業が継続的に行われているため、本離着陸場の一 時使用が困難となりました。そこで現在は、北海道の大樹町 多目的航空公園の滑走路を利用していますが、この滑走路は 宇宙航空研究開発機構 (JAXA) が通年的に実験を行ってい るため、暫定的な使用しかできず、恒常的な測定場所の確 保が大きな課題となっています。

## 国際標準化への対応と今後の課題

一方、物標探知能力試験ではアンテナ高15m、風速 10m/s以上の状況において、対象物が「80%以上の確率で 探知」できるかについて陸上及び船上から確認する必要があ り、日本海側を中心に調査した結果を踏まえ、2010年2月に 総務省が新潟県上越市の町有地に試験用鉄塔を設置しまし た(図3)。

NICTでは2011年2月に被測定用の遠距離ブイを設置し、 試験を開始しましたが、厳しい自然環境のため、ブイの支柱 の破損等が続き、陸上からの試験がなかなか思うようにでき

ず、チャーターした船による海上からの試験ですべて対応せ ざるを得ない状況が続いています(図4)。そのため、早期に 陸上から安定して試験を行うことができるシステムの構築が 必要とされています。

NICTでは型式検定試験の実施だけではなく、将来の型式 検定の対象となる機器や測定精度向上に資するため、技術 基準の策定や国際標準化活動を実施しています。特にレー ダーの不要輻射測定ではITU-R会議に積極的に参加し、米 国の情報通信局 (NTIA) 測定グループと共同実験を行って寄 与文書を作成するなど、無線機器検定にかかる国際標準化 活動にも積極的に参加しています。

型式検定では、日々向上している機器の機能も確認する 必要があることから、確認するための試験方法や機器等の研 究開発を行っていくことが求められます。また、確認のため の様々なノウハウの継承・要員確保も大きな課題となってい ます。

NICTでは、国民の生命の安全、財産の保全及び電波利 用秩序の維持に重要な役割を果たしている型式検定業務をと おして、豊かで安心・安全な国民生活の実現に貢献していき たいと思います。



型式検定業務担当者 (左から川原昌利、塩田貞明、姉川久美子、宮澤義幸)